

改正派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率等を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

弊社の労働者派遣の昨年度実績およびマージン率等は下記のとおりです。

- 株式会社ヤマト 大阪本社
大阪市浪速区難波中1-10-4 南海SK難波ビル13F

派遣労働者数	40人
派遣先事業所数	1箇所
マージン率	30.0%
労働者派遣料金 (1日8時間当たりの平均)	14,500円
派遣労働者賃金 (1日8時間当たりの平均)	10,150円(交通費含む)
教育訓練に関する事項	新入社員研修・社内研修・OJT
福利厚生その他の事項	年次有給休暇・定期健康診断

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ・資格取得支援および教育研修費用
- ・営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用
- ・営業利益